

「東京工業大学田町キャンパス土地活用事業 募集要項等」の訂正表

令和2年2月7日公表

番号	資料名	頁数	項番号	項目名	訂正後	訂正前
1	募集要項	14	2_3_3	複合施設の建物管理等の業務範囲と費用負担の考え方	(前略)ただし、本学が実施する建物管理(下表の区分①)についても、本事業とは別に本学が費用負担のうえ事業者 <del>に</del> 委託する場合がある。	(前略)ただし、本学が実施する建物管理(下表の <u>の</u> 区分①)についても、本事業とは別に本学が費用負担のうえ事業者 <del>に</del> 委託する場合がある。
2	募集要項	14	2_3_3	表	修繕・更新  (複合施設の建物管理等の業務範囲と費用負担の考え方の表における、業務内容の「修繕・更新*」のアスタリスク(*)を削除します。)	修繕・更新*
3	募集要項	15	2_4_【東京都の計画】_オ	東京都の計画	品川駅・田町駅 <u>周辺</u> まちづくりガイドライン 2014	品川駅・田町駅まちづくりガイドライン 2014
4	募集要項	15	2_4_【関係法等】_ツ	関係法等	<u>振動</u> 規制法	<u>震動</u> 規制法
5	募集要項	16	2_4_【港区の条例等】_エ	港区の条例等	港区環境影響調査実施要綱(東京都環境影響評価条例が不適合の場合)	港区環境影響調査実施要 <u>項</u> (東京都環境影響評価条例が不適合の場合)
6	要求水準書	15	4_1_1_2	実施設計図	略) サ 工事工程表(基本設計図書からの変更がある場合) シ <u>ライフサイクルコスト算定資料</u> ス 上記の電子データ(ファイル形式及び電子媒体は別途協議とする。)	略) サ 工事工程表(基本設計図書からの変更がある場合) シ 上記の電子データ(ファイル形式及び電子媒体は別途協議とする。)

7	事業協定書(案)	20	6_34	甲の任意による解除	削除 (事業協定書第34条の削除に伴い、当該条番号を参照している条文及び条番号のズレは削除を前提に適宜読み替えてください。)	甲は、甲が本協定書を継続する必要がなくなると判断した場合には、6か月以上前に乙に対して通知することにより、本協定書を解除できる。
8	事業協定書(案)	20	6_38_3_1	解除の効果	定期借地権設定契約が締結される前に本協定書が解除された場合、甲は、乙が甲に提出した成果物(設計図書の出来高を含むが、これに限られない。)がある場合、甲は、甲の責任において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分(以下、本項において「合格部分」という。)に相応する代金を甲の指定する第三者をして一括又は分割により乙に支払わせたいので、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。	定期借地権設定契約が締結される前に本協定書が解除された場合、甲は、乙が甲に提出した成果物(設計図書の出来高を含むが、これに限られない。)がある場合、甲は、 <u>甲又は甲の指定する第三者をして、当該第三者の責任及び費用負担</u> において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分(以下、本項において「合格部分」という。)に相応する代金を一括又は分割により乙に支払わせたいので、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。
9	事業協定書(案)	20	6_38_3_2	解除の効果	定期借地権設定契約締結後、大学施設Aの甲への引渡日より前に本協定書及び定期借地権設定契約が解除された場合において、複合施設Aの出来形部分(解体工事部分及び関連する成果物(設計図書を含むがこれに限られない。)を含む。以下、本号において同じ。)がある場合、甲は、甲の責任において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分(以下、本項において「合格部分」という。)に相応する代金を甲の指定する第三者をして一括又は分割により乙に支払わせたいので、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。この場合、甲は、甲の指定する第三者をして、必要と認めるときは、その理由を乙に対して通知し、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。また、定期借地権設定契約締結後、大学施設Aの甲への引渡日より前に本協定書及び定期借地権設定契約が解除され	定期借地権設定契約締結後、大学施設Aの甲への引渡日より前に本協定書及び定期借地権設定契約が解除された場合において、複合施設Aの出来形部分(解体工事部分及び関連する成果物(設計図書を含むがこれに限られない。)を含む。以下、本号において同じ。)がある場合、甲は、 <u>甲又は甲の指定する第三者をして、当該第三者の責任及び費用負担</u> において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分(以下、本項において「合格部分」という。)に相応する代金を一括又は分割により乙に支払わせたいので、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。この場合、甲は、甲の指定する第三者をして、必要と認めるときは、その理由を乙に対して通知し、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。また、定期借地権設定契約締結後、大学施設Aの甲への引渡日より前に本協定書及び定期借地権設定契約が

					た場合、甲は、乙が定期借地権設定契約に基づき定期借地権設定契約締結時に前納した各年の貸付料の一部分に相当する貸付料の総額のうち、前納期間の残余の期間に充当されるべき貸付料の合計額を、乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員は日割計算によるものとし、利息は付さないものとする。	解除された場合、甲は、乙が定期借地権設定契約に基づき定期借地権設定契約締結時に前納した各年の貸付料の一部分に相当する貸付料の総額のうち、前納期間の残余の期間に充当されるべき貸付料の合計額を、乙に返還しなければならない。この場合において、返還すべき金員は日割計算によるものとし、利息は付さないものとする。
10	事業協定書（案）	20	6_38_4_1	解除の効果	使用貸借契約が締結される前に本協定書が解除された場合、甲は、乙が甲に提出した成果物（設計図書の出来高を含むが、これに限られない。）がある場合、甲は、甲の責任において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本項において「合格部分」という。）に相応する代金を <u>甲の指定する第三者をして一括又は分割により乙に支払わせたうえで、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。</u>	使用貸借契約が締結される前に本協定書が解除された場合、甲は、乙が甲に提出した成果物（設計図書の出来高を含むが、これに限られない。）がある場合、甲は、 <u>甲又は甲の指定する第三者をして、当該第三者の責任及び費用負担</u> において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本項において「合格部分」という。）に相応する代金を一括又は分割により乙に支払わせたうえで、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。
11	事業協定書（案）	20	6_38_4_2	解除の効果	使用貸借契約締結後、複合施設Bの甲への引渡日より前に本協定書が解除された場合において、複合施設Bの出来形部分（関連する成果物（設計図書を含むがこれに限られない。）を含む。以下、本号において同じ。）がある場合、甲は、甲の責任において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本項において「合格部分」という。）に相応する代金を <u>甲の指定する第三者をして一括又は分割により乙に支払わせたうえで、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。</u> この場合、甲は、甲の指定する第三者をして、必要と認めるときは、その理由を乙に対して通知し、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。	使用貸借契約締結後、複合施設Bの甲への引渡日より前に本協定書が解除された場合において、複合施設Bの出来形部分（関連する成果物（設計図書を含むがこれに限られない。）を含む。以下、本号において同じ。）がある場合、甲は、 <u>甲又は甲の指定する第三者をして、当該第三者の責任及び費用負担</u> において、当該出来形を検査し、当該検査に合格した部分（以下、本項において「合格部分」という。）に相応する代金を一括又は分割により乙に支払わせたうえで、当該出来形に係る所有権をすべて取得させることができる。この場合、甲は、甲の指定する第三者をして、必要と認めるときは、その理由を乙に対して通知し、出来形部分を最小限破壊して検査することができる。

12	事業協定書(案)	23	7_44_2	知的財産権	本協定書の履行に関連して、乙が甲に対して提供した図面等の成果物の著作権及びその他の知的財産権で乙が保有するものは、乙に属する。ただし、乙は、 <u>第14条第1項及び第16条第1項</u> により甲に提出した成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該成果物の提出時に甲に無償で譲渡するものとする。	本協定書の履行に関連して、乙が甲に対して提供した図面等の成果物の著作権及びその他の知的財産権で乙が保有するものは、乙に属する。ただし、乙は、 <u>第12条第2項</u> により甲に提出した <u>記録保存に係る</u> 成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該成果物の提出時に甲に無償で譲渡するものとする。
13	事業協定書(案)	32	A_10_2	一時金としての貸付料の前納	甲と乙は、前項に従って乙が甲に対して支払う一時金が、一時金対象期間に係る各年の定借貸付料の一部分に相当する金額の合計額であること及び民法622条の2の敷金に該当しないことを相互に確認し、当該金額として前項に基づく金額を前納するものとし、その支払期限を本契約の締結日とすることに合意する。	甲と乙は、前項に従って乙が甲に対して支払う一時金が、一時金対象期間に係る各年の定借貸付料の一部分に相当する金額の合計額であること及び民法622条の2の敷金に該当しないことを相互に確認し、当該金額として <u>第8条第4項</u> に基づく金額を前納するものとし、その支払期限を本契約の締結日とすることに合意する。
14	様式集	2~3	2	a3.複合施設の計画(都市基盤整備含む)	<p><b>【複合施設A・B共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合施設全体配置図(田町駅を含む本事業敷地を介した周辺歩行者動線を記載すること。)</li> <li>・複合施設A・Bを含む全体鳥瞰図</li> <li>・全体面積表&lt;指定様式a3-添付①&gt;</li> </ul>	<p><b>【複合施設A・B共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合施設全体配置図(田町駅を含む本事業敷地を介した周辺歩行者動線を記載すること。)</li> <li>・複合施設A・Bを含む全体鳥瞰図</li> <li>・全体面積表&lt;指定様式a3-添付①&gt;</li> <li>・複合施設全体のライフサイクルコスト算定資料(任意書式)</li> </ul>
15	様式集		様式番号c	貸付料の提案水準	<p><u>現金による支払額</u></p> <p>(譲渡代金額の提案額の表における3行目を「大学施設のインフィル部分」から、「現金による支払額」に訂正します。なお、Microsoft Excel ファイルの提案書指定様式についての訂正はありません。)</p>	<u>大学施設のインフィル部分</u>